【地域未来投資促進法の概要】

◆ 地域で生まれつつある地域未来投資の動き

● 観光・航空機部品など**地域の特性を生かした成長性の高い新たな分野に挑戦する取組**が登場しつつある。こうした取組（「**地域未来投資**」）が全国津々浦々で活発になることで、地域経済における稼ぐ力の好循環の実現が期待される。

＜「地域未来投資」が行われている成長分野の例＞

成長ものづくり

- 医療機器
- 航空機部品
- バイオ・新素材

航空機市場の成長予測：
国内生産額1.8兆円（2015年）
⇒ 3兆円超（2030年）

農林水産・地域商社

- 農林水産品の海外市場獲得
- 地域産品のブランド化

6次産業化市場の成長予測：
10兆円（2020年）

第４次産業革命関連

- IoT、AI、ビッグデータを活用
- IT産業の集積を地方に構築
- データ利活用による課題解決・高収益化

第４次産業革命関連の成長予測：
付加価値額 30兆円（2020年）

観光・スポーツ・文化・まちづくり

- 民間のノウハウを活用したスタジアム・アリーナ整備
- 訪日観光客の消費喚起
- 文化財の活用

スポーツ国内市場の成長予測：
5.5兆円（2015年） ⇒ 15兆円（2025年）

環境・エネルギー

- 環境ビジネス
- 省エネルギー
- 再生可能エネルギー

環境・エネルギーの成長予測：
エネルギー関連投資：28兆円（2030年）

ヘルスケア・教育サービス

- ロボット介護機器開発
- 健康管理サポートサービス
- 専門職の専修学校整備

健康医療関連国内市場の成長予測：
16兆円（2015年） ⇒ 26兆円（2020年）

地域未来投資促進法の枠組み

《ねらい》 地域経済を牽引する事業、成長性の高い分野へ取り組む事業を支援

1　**市町村と都道府県は基本計画を策定**し、国が同意。

2　**企業は地域経済牽引事業計画を策定**し、都道府県知事が承認。

3　都道府県知事が承認した事業に対して、**国と地方自治体は集中的に支援**を行う。

①市町村・都道府県が基本計画を策定

○○県○○地域基本計画
- 経済的効果に関する目標
- 地域の特性　×　推進したい事業分野
- 自治体による事業環境整備の内容

【基本計画策定のポイント】

◎ 地域経済を牽引する担い手（企業の投資計画など）を反映させながら基本計画を策定

◎ 案件の発掘に当たっては、地域の企業、産学金（支援機関、銀行、大学など）の情報を活用

②企業が地域経済牽引事業計画を策定

地域経済牽引事業計画
- 地域経済牽引事業の内容及び実施時期
- 地域経済牽引事業の経済的効果

③都道府県知事が事業計画を承認

【承認事業に対する支援措置】 ※所要の要件あり

① 税制	法人税税額控除
	地方税軽減
② 補助金	地方創生推進交付金、各種補助金
③ 金融	ファンドによるリスクマネー
	日本政策金融公庫低利融資
④ 規制特例	農地転用、開発許可等の配慮
	工場立地法緑地面積率の緩和